

組合員の皆様

2016年3月22日

イラン航海—P&I カバーに関する最新情報

はじめに

イラン制裁に関する 2016 年 2 月 23 日付回覧 ([こちら](#)) をご参照ください。本回覧は、国際グループの超過再保険 (GXL) プログラムおよびハイドラ再保険プログラムで、再保険金回収に不足が生じるリスクに対処するための暫定的・長期的解決策に関する進展について、組合員の皆様に最新情報を提供するものです。

1) 米国政府との協議

P5+1 (国連安全保障理事会常任理事国 5 カ国とドイツ) とイランの間で合意した包括的共同行動計画 (Joint Comprehensive Plan of Action : JCPOA) が 2016 年 1 月 16 日付で正式に履行されましたが、国際グループでは、その後も引き続き、JCPOA 履行に伴う P&I 保険への影響について、米国関係当局 (国務省および財務省外国資産管理局 (OFAC)) と協議を行っています。

2016 年 1 月の JCPOA 履行によって、以下の制裁が解除されました。

- a) イラン航海およびその保険に関する、欧州連合 (EU) による核開発関連制裁 (引き続き禁止されている取引と米財務省特定国籍業者 (SDN) との取引は除く)。
- b) 非米国法人の保険会社や再保険会社を対象とする、米国による核開発関連の二次的制裁。ただし、米国の再保険会社による保険・再保険の提供を禁じる一次的制裁については、米国政府は JCPOA で解除を約束しておらず、依然として継続。

.. / ...

The Standard Club Europe Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority

Managers' London Agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No. 2561548
Charles Taylor & Co. Limited is an appointed representative of Charles Taylor Services Limited, which is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority

Registered Address: Standard House, 12-13 Essex Street, London WC2R 3AA, UK
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com

2) 保険カバーに関する解決策

米国政府との協議においては、米国の再保険会社が国際グループおよびハイドラの再保険プログラムに参加できるようライセンスを付与することが、米国の政策上の利益に資するという当初の主張を続けています。国際グループは、今後数カ月、ライセンスが付与されるよう米国政府との協議を続けてまいります。このライセンスが取得できれば、それが完全な P&I 保険を船主に提供するための最も有効な長期的解決策となります。しかし、ライセンス付与による解決は米国政府にとって根本的な政策問題を孕んでいます。そのため、どこでどのようなかたちで発生するかわからないイラン関連の責任について、クラブがその組合員に適切で持続可能かつ効果的な保険カバーを直ちに提供できるようにするための「応急措置」にはなりそうもありません。米国の再保険会社は現在、国際グループおよびハイドラの再保険引受けに参加していますが、米国政府との協議の成り行きによっては、次保険年度の取り扱いをどうするか国際グループで再検討することになります。

一方、すでにご案内のとおり、国際グループでは、イランとの合法的取引再開に向けた暫定的解決策を見いだすべく、ブローカーの協力の下、「穴埋め」再保険プログラム（“fall-back” reinsurance programme）を設けられないか可能性を探ってきました。このプログラムは、米国の一次的制裁が引き続き適用されることで、国際グループの超過再保険やハイドラ再保険プログラムに参加している米国の再保険会社が支払をできず、その結果として生じる再保険金回収不足に対応するためのものです。当該プログラムへの参加は、必然的に、非米国法人の再保険会社に限定されることとなります。参加を打診された再保険会社にとって大きな懸念は、仮にプログラムに参加した場合、米国政府から、非合法的な「便宜供与」または米国一次的制裁の意図的な回避と見なされないか、あるいは、風評問題が起きないかということでした。

OFAC との徹底した交渉の結果、国際グループは、米国以外の国の再保険会社が当該プログラムに参加しても問題にしないとの確約を得ることができました。国際グループのブローカーによるさらなる交渉を経て、このほど、穴埋め再保険プログラムが構築されました。

3) 穴埋め再保険の主な特徴

穴埋め再保険は、補償制度上の証書または保証状に基づく責任か否かに関わらず、P&I 保険の対象となる責任を 1 年契約でカバーするものです。国際グループ超過再保険プログラムの第一層と第二層において、米国一時的制裁の継続により、米国の再保険会社より回収不可能な部分をカバーするものです。

穴埋め再保険の限度額は、一事故あたりおよび年間総額 7000 万ユーロで、限度額を使い果たした場合の保険契約の復元は 1 回までとなっています。当該限度額は、現在の為替レートで換算すると、国際グループ超過再保険の第一層、在米再保険者およびハイドラ再保険で提供される部分で、一事故の責任総額 5 億米ドル相当のカバーを提供できます。また、(油濁民事責任条約(CLC)、海難残骸物除去条約(WRC)、タンカー油濁補償協定(TOPIA)上の)保障証明に基づく一事故あたりの責任も十分にカバーできると考えられます。一船舶の単一事故で限度額が使い果たされなかった場合は、年間総額 7000 万ユーロまで複数の事故に対応することができます。これまでのイラン関連クレームで、国際グループ超過再保険とハイドラ再保険プログラムの支払いが最も巨額だった事例で試算すると、穴埋め再保険のカバー対象額は約 2000 万ユーロ (ハイドラ再保険の年間累積免責額(AAD)はすでに超過したという最悪シナリオを想定) となります。国際グループのブローカーによると、カバー限度額と保険契約復元回数については引き上げられる可能性があり、さらに検討を続けます。

穴埋め再保険の主な特徴は、現在国際グループの追加プール協定の下で再保険の回収が出来ない場合にクラブ間でプールすべき「認定責任」(ブルーカードなど補償制度上の証書や保証状に基づき生じた責任)に関する回収不足を補てんするための再保険を提供するだけでなく、現在組合員の負担となっているその他「非認定責任」(衝突や財物損傷など)についても再保険を提供するということです。この責任については、穴埋め再保険の解決策の一部として、クラブてん補範囲内である限り、穴埋め再保険からの回収が可能なことを条件に、国際グループ内でプールすることが合意されました。

ただし、穴埋め再保険のてん補額には上限があり、保険契約復元 1 回まで (これに対して、超過再保険プログラムでは復元制限なし) という条件になっているため、イラン関連の巨額クレームが数回発生したり、あるいは少額クレームが多数発生することによって、現行の年間限度額 1 億 4000 万ユーロ (7000 万ユーロ×2) に到達し、カバーが使い果たされてしまうリスクがあります。したがって、このほど構築された穴埋め再保険は、現行の国際グループ超過再保険とハイドラ再保険と同等のカバーを提供するものではありません。

穴埋め再保険によるカバーが使い果たされそうなことが明らかになった場合、あるいは新たな制裁や禁止措置が課せられるなどして穴埋め再保険が使えなくなった場合は、当該保険を見直すことで全クラブが合意しています。穴埋め再保険そのものにも、当該再保険に参加している再保険者を制約するような新たな制裁や禁止措置が課された場合に発動する、制裁条項が盛り込まれています。

国際グループとしては、組合員保護の最大化を図るべく、引き続き穴埋め再保険の限度額と契約復元回数の引き上げに取り組んでいく所存です。しかし、たとえ引き上げに成功したとしても、当該穴埋め再保険にはカバー額と契約復元回数に限度があるため、一時的な解決策であることに変わりはありません。遅くとも 2017 年には恒久的かつ長期的な解決策を講じられるよう、米国政府との協議に取り組んでまいります。

国際グループの全加盟クラブが同様の回覧を配布しています。

以上



Jeremy Grose
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835
E-mail: jeremy.grose@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです)